

財政状況等一覧表（平成21年度）

(単位: 百万円)

団体名 永平寺町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
2,405	3,144	520	6,069

1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	9,457	8,964	493	419	61	8,322	基金から48百万円繰入
一般会計等	9,457	8,964	493	419		8,322	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方債) 現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
上水道会計	177	165	12	584	6	911	-	法適用企業
簡易水道事業会計	376	361	15	15	49	1,344	621	
下水道事業会計	673	667	6	6	324	4,689	3,498	
農業集落排水事業会計	206	202	4	4	133	1,657	1,246	
土地開発事業会計	60	60	-	-	-	0	-	H21年度で事業終了
国保事業会計	1,765	1,723	42	42	130	-	-	
老人保健事業会計	12	11	1	1	0	-	-	
介護保険会計	1,475	1,471	4	4	228	-	-	
後期高齢者医療会計	186	185	0	0	43	-	-	
公営企業会計等 計				656		8,601	5,365	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方債) 現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
こしの国広域事務組合	208	196	11	78	-	618	618	法適用企業
五領川下水道事務組合	396	377	19	638	-	2,750	1,883	法適用企業
福井坂井地区広域市町村圏事務組合	3,170	3,001	168	167	-	1,468	154	
福井県市町総合事務組合(普通会計分)	5,274	5,263	11	11	972	-	-	
福井県市町総合事務組合(事業会計分)	192	136	56	56	-	-	-	
勝山・永平寺衛生管理組合	49	47	2	2	-	-	-	
福井県自治会館組合	115	102	13	13	-	-	-	
福井県後期高齢者医療組合	609	545	64	64	-	-	-	
福井県後期高齢者医療組合(事業会計分)	90,286	87,543	2,743	2,743	926	-	-	
一部事務組合等 計				3,772		4,836	2,655	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位: 百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
えちぜん鉄道(株)	238	541	68	31	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			68	31	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成20年度 A	平成21年度 B	差引 B-A
財政調整基金	1,139	1,401	262
減債基金	6	6	0
その他充当可能基金	1,030	915	115
充当可能基金計	2,175	2,322	147

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 A	平成21年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 A	平成21年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	6.28	6.90	0.62	14.41	20.00	上水道事業	-	-	-
連結実質赤字比率	17.07	17.71	0.64	19.41	40.00	簡易水道事業	-	-	-
実質公債費比率	17.5	15.8	1.70	25.0	35.0	下水道事業	-	-	-
将来負担比率	130.8	113.0	17.80	350.0		農業集落排水事業	-	-	-
財政力指数	0.45	0.45	0.00			土地開発事業	-	-	-
経常収支比率	85.0	80.1	4.90						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。